

令和4年第4回
千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和4年12月 8日

閉会 令和4年12月23日

千早赤阪村議会

令和4年第4回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和4年12月8日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 平 田 常 信

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

6番 田 村 陽

7番 藤 浦 稔

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 斎

総 務 部 長 赤 阪 秀 樹

副 村 長 稲 山 喜与一

健康福祉部長兼福祉課長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

産業建設部長兼災害復旧室長 菊 井 佳 宏

村政戦略部長 中 野 光 二

教 育 課 長 尾 谷 浩

7. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 4 議案第67号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 議案第68号 千早赤阪村個人情報の保護に関する法律施行条例制定
について

日程第 6 議案第69号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に
ついて

日程第 7 議案第70号 千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費

用弁償に関する条例の改正について

- 日程第 8 議案第 7 1 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 9 議案第 7 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 10 議案第 7 3 号 令和 4 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 4 号 令和 4 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 1 2 議案第 7 5 号 令和 4 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 7 6 号 千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 1 4 議案第 7 7 号 千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定に
ついて

午前10時00分 開会

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達していますので、令和4年第4回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 皆様、おはようございます。

本日、令和4年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より格段のお力添えを賜り、心より厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本村のマイナンバーカードの取得状況でございますが、今年度の初めは府内でも最下位の取得率となっておりますが、9月から各地区の集会所などでの出張申請や休日受付など、普及促進へ向け職員が非常に努力をしてくれました。また、議員の皆様方のご理解、ご協力のもと、おかげさまで11月27日現在で取得率が51.6%となり、府内で下から13番目となりました。

マイナンバーカードは、今後ますます進んでいくデジタル社会では、なくてはならないものになっていくと思われまふ。今後も普及率の向上に向けて取り組んでまいりますので、引き続き皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、今議会に提案いたします案件でございますが、諮問1件、人事案件1件、条例案件5件、補正予算3件、指定管理案件2件の計12件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 次に、12月1日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 去る12月1日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので、報告いたします。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、諮問第1号、議案第67号から議案第77号の12議案です。

審議方法については、諮問第1号、議案第67号は本会議で、議案第68号から議案第77号までの10議案は所管の常任委員会に付託することに決しております。

また、今期定例会の会期は本日12月8日から12月23日までの16日間と決しておりますので、併せてご報告いたします。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番田村議員、7番藤浦議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月8日から12月23日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月8日から12月23日までの16日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第3、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本諮問は、令和5年6月30日で任期満了となります人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

田中鈴代氏は、平成14年2月に委嘱を受けられ、公正中立の立場をもって人権擁護活動に取り組んでいただいております、引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。よろしく願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

諮問第1号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、諮問第1号については委員会付託を省略します。

これより諮問第1号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより諮問第1号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 討論がないようですので、討論を終結します。

本案にご意見ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これより諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任と認めることに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第4、議案第67号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第67号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、炭谷芳輝氏、71歳の選任につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

委員の定数は3名で、任期は3年です。3名の委員のうち、今回、炭谷委員が令和5年1月17日をもって任期満了となりますが、引き続き委員をお願い申し上げるものでございます。

再任でございますのでご承知と思いますが、炭谷氏は関西大学をご卒業後、河南町役場に入庁され、税務課長、健康福祉部長を経て退職されており、人柄は温厚で人格高潔、さらに税務行政に対する識見も高く、広く社会の実情に通じた方でございます。

私といたしましては、固定資産評価審査委員会委員として最適任と考えますので、ご同

意賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

なお、ご同意いただければ、任期は令和5年1月18日から令和8年1月17日までで
ございます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

議案第67号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略
することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第67号については委員会付託を省略し
ます。

これより議案第67号に対する質疑に入ります。
ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第67号に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しまし
た。

~~~~~

○千福議長 日程第5、議案第68号千早赤阪村個人情報の保護に関する法律施行条例制  
定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第68号は、千早赤阪村個人情報の保護に関する法律施行条例制定につ  
いてでございます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報保護に関する法律が改正されたことに伴い、千早赤阪村個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行に関し、実施期間等の定義や個人情報の取扱い等の必要事項を規定するため本条例を制定するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第68号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第6、議案第69号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてから日程第9、議案第72号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてまでの4議案を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第69号から議案第72号は、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、関連連いたしますので一括提案するものでございます。

本議案は、令和4年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたことに伴い、議会の議員及び特別職の職員の期末手当、一般職の職員の給与や勤勉手当並びに会計年度任用職員の報酬、その他所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第69号から議案第72号までは、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第10、議案第73号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第73号は、令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ5,137万5,000円を追加いたしまして、予算総額42億2,830万5,000円とするものでございます。



主な内容でございますが、人事院勧告による人件費や固定資産税の過誤納還付金、燃料価格高騰による各施設の光熱水費などの経費等を補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第73号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第11、議案第74号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第74号は、令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

本議案につきましては、診療施設勘定歳入歳出それぞれ22万7,000円を追加いたしまして、予算総額を3,772万6,000円とするものでございます。

主なものにつきましては、国保診療所の電気代を増額するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第74号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 続きまして、日程第12、議案第75号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第75号は、令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、下水道事業法適化支援業務に係る債務負担行為につきまして、履行期間を令和5年3月31日までを令和6年3月31日までに変更することに伴い、令和5年度の債務負担行為を追加するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第75号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第13、議案第76号千早赤阪村いきいきサロンの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第76号は、千早赤阪村いきいきサロンの指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について議会の議決を求めるもので、千早赤阪村いきいきサロンの指定管理者に、大阪府南河内郡千早赤阪村大字二河原邊8番地の1、社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会会長西野敏彦氏を指定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第76号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第14、議案第77号千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第77号は、千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について議会の議決を求めるもので、千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者に、東京都千代田区平河町2丁目6番3号、公益社団法人地域医療振興協会理事長吉新通康氏を指定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第77号は、総務民生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。どうも皆さんお疲れさまでした。

午前10時22分 散会

令和4年第4回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和4年12月23日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席議員

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 千福清英 | 5番 | 平田常信 |
| 2番 | 井上浩一 | 6番 | 田村陽  |
| 3番 | 服部幸令 | 7番 | 藤浦稔  |
| 4番 | 徳丸初美 |    |      |

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

|        |       |               |      |
|--------|-------|---------------|------|
| 村長     | 南本斎   | 総務部長          | 赤阪秀樹 |
| 副村長    | 稲山喜与一 | 健康福祉部長兼福祉課長   | 池西昌夫 |
| 教育長    | 栗山和之  | 産業建設部長兼災害復旧室長 | 菊井佳宏 |
| 村政戦略部長 | 中野光二  | 教育課長          | 尾谷浩  |

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 柏原美佳 | 議会事務局主査 | 石橋成元 |
|--------|------|---------|------|

7. 議事日程

日程第 1 議案第68号 千早赤阪村個人情報の保護に関する法律施行条例制定  
について（委員長報告）

日程第 2 議案第69号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に  
ついて（委員長報告）

日程第 3 議案第70号 千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費  
用弁償に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第71号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について（委  
員長報告）

日程第 5 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について（委  
員長報告）

日程第 6 議案第73号 令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第11号）

(委員長報告)

- 日程第 7 議案第 7 4 号 令和 4 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算  
(第 3 号) (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 7 5 号 令和 4 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算  
(第 2 号) (委員長報告)
- 日程第 9 議案第 7 6 号 千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定につ  
いて (委員長報告)
- 日程第 1 0 議案第 7 7 号 千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定に  
ついて (委員長報告)
- 日程第 1 1 議案第 7 8 号 令和 4 年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 1 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 7 9 号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求め  
る意見書について
- 日程第 1 3 議案第 8 0 号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める  
意見書について
- 日程第 1 4 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関す  
る事項について
- 日程第 1 5 一般質問

午前10時00分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、12月20日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 去る12月20日に開催いたしました議会運営委員会において、今期定例会に上程する議案の審議方法を審査いたしましたので、報告いたします。

まず、本日の付議案件は日程のとおり、議案第78号から議案第80号の3件、議会運営委員会の閉会中の継続審査、一般質問です。

議案第68号から議案第77号の10議案については、総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのち、1議案ごとに討論、採決を行うことに決しております。

日程第14、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを採決したのち、日程第15の一般質問を行います。

以上です。

○千福議長 ありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 続いて、日程第1、議案第68号千早赤阪村個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてから日程第10、議案第77号千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定についてまでの10件を一括議題とします。

各議案は、12月8日の本会議において各常任委員会に付託しましたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上総務民生常任委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をします。

去る12月8日の本会議において付託を受けました議案9件の審査を行うため、12月14日に南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとで開催しました。

議案第68号千早赤阪村個人情報の保護に関する法律施行条例制定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終

結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第68号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についての審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第69号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第70号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号特別職の職員の給与に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第71号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号一般職の職員の給与に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第72号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第11号）総務民生常任委員会所管分の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第73号の総務民生常任委員会所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第74号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号千早赤阪村いきいきサロンの指定管理者の指定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第76号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第77号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧いただきたいと思えます。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

藤浦文教建設常任委員長。

○藤浦文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をします。

去る12月8日の本会議において付託を受けました議案2件の審査を行うため、12月14日に南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催しました。

議案第73号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算(第11号)文教建設常任委員会所管分の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第73号の文教建設常任委員会所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第75号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第2号)の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第75号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。
ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第68号千早赤阪村個人情報保護に関する法律施行条例制定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償

に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第73号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算(第11号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第76号千早赤阪村いきいきサロンの指定管理者の指定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第77号千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第11、議案第78号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第78号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）についてでございます。

本議案は、備蓄倉庫等整備事業の実施による予算科目の組替え、またそれに伴う地方債の追加を補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第78号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって議案第78号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 新庁舎建設関係事業費から災害対策費への予算科目の変更ということなんですけれども、これに対して地方債のその財源の変更も含まれていますけれども、この変更によって村の財政というのはプラスになるんでしょうか、その点のご説明をお願いいたします。

○千福議長 赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 今回、新庁舎の関係経費から防災経費に組替えをさせていただくということで、新庁舎につきましてはなかなか有利な特定財源というものがないということで、今回、防災倉庫ということで整備させていただくことでより特定財源として有利な部分をいろいろ模索させていただきまして、ここに上げさせてもらっています起債につきましては過疎債を活用させていただくということでこれまでの分よりはより有利な形になるかと考えております。

○千福議長 ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第78号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第12、議案第79号知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 それでは、議案第79号知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。令和4年12月23日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸初美。賛成者、千早赤阪村議会議員平田常信。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

身体障害者は身体障害者福祉法で定義され、精神障害者は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定義されている。ところが、知的障害者に関しては、知的障害者福祉法で知的障害者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障害あるいは知的障害者の定義は規定されていない。

また、身体障害者、精神障害者、知的障害者の手帳制度について、身体障害者と精神障害者の手帳は法律に基づき交付・運営されているが、知的障害者の療育手帳の制度は厚生事務次官通知に基づき、各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。

知的障害者については自治体により障害の程度区分に差があり、また各判定機関におけ

るボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。実際に、精神障害者保健福祉手帳を交付するところ、療育手帳を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって、政府に対して、国際的な知的障害の定義や自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障害行政・手帳制度を国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。令和4年12月23日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第79号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第79号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第79号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第13、議案第80号带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求

める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 それでは、議案第80号带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。令和4年12月23日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸初美。賛成者、千早赤阪村議会議員平田常信。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。日本人では50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のためにワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く带状疱疹後神経痛と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるとも言われている。

そこで、政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。令和4年12月23日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第80号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第80号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第80号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第14、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員長の田村委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩といたします。

10時40分より再開しますので、よろしくお願いいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○千福議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 日程第15、一般質問に入ります。

第1番目の質問者、徳丸議員。



○徳丸議員 日本共産党徳丸初美です。議長通告に基づき、質問します。

1 問目、タクシー券の利用についてです。

2018年からタクシーやバス利用に交通利用料助成券が利用されるようになり、大変喜ばれています。本村では、住民の高齢者人口が年々増加をし、自動車の免許証は返納された方も多くなってきています。75歳以上の住民にタクシー券を配布しているが、利用月が記入されているため、利用月が過ぎると使えない、券が無駄になるという声を聞いています。どの券でも1年間いつでも使えるようにしてほしい。

1 目、令和4年度の75歳以上のタクシー券配布の対象住人は何人でしょうか。

2 番目、令和3年度にタクシー券を配布した人数と実際に使用した枚数をお聞かせください。

3 番目、今後、券を増やしていく計画はあるのかをお聞きします。

2 問目、補聴器購入に対する村の補助です。

補聴器補助について、日本共産党は度々質問をしてきました。本年3月にも服部議員が質問しましたが、再度質問をします。

全国的に高齢化が進む中で、加齢による難聴者が増えています。加齢性難聴は、日常生活を不便にしコミュニケーションを困難にするなど日常生活の質を落とす大きな原因となっています。補聴器の使用は聞こえの向上・改善にとどまらず、認知の低下を防ぎ、社会参加を広げるための必需品となっています。高齢者が社会参加をし元気で活躍することは、健康な体をつくり、医療費や介護費用の削減効果をもたらすとも言われています。

現在、北海道の北見市をはじめ東京都内15区、岩手、栃木、茨城、埼玉、愛知、兵庫、鳥取の7県、大阪府など全国50以上の自治体においても補聴器購入補助が広がっています。

補聴器は大変高額なものであり、3月議会の答弁では単独補助は考えていないということでありましたが、現時点での考えを伺います。

以上、答弁をよろしくお願ひします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、タクシー券の利用につきましてご答弁申し上げます。

村が実施しております地域公共交通利用助成事業の利用券は、将来にわたって利用される持続可能な公共交通体系を構築することを目的に実証実験を行っているものでございます。

利用券の有効期限につきましては、年度末にバス回数券の購入やICカードへのチャー

ジが集中している状況があったため、年間を通じてご利用していただくよう令和4年度から有効期間を設けさせていただきました。

また、令和4年4月末現在の75歳以上の対象者は1,231人です。

なお、75歳以上の利用者及び利用枚数につきましては、利用券に年齢の記載がないためそのような集計は行っておりません。

さらに、令和5年度の利用券の配布枚数については前年度と同額の予算額で先ほど議決いただいたところですので、増やすことも含めまして内容の変更は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 再質問です。

年度末にバスの回数券の購入、ICカードへのチャージが集中したので期限を設けたということですがけれども、住民の中には1年間いつでも使えるようにしてほしいという声があります。このタクシー券を発行された当初は、1年間いつでも使えるようになっていたと聞いています。何より住民にとって使いやすいものになることが一番だと思います。

元に戻してもらるか半年単位にするなど、改善策をお願いします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、再質問につきましてご答弁申し上げます。

繰り返しの答弁になりますが、先ほどの答弁のとおり令和5年度の地域公共交通利用助成事業については内容の変更は考えておりません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

これからうちの村では高齢者が年々増えていくことが考えられます。バスの回数券、タクシー券は大変助かっていると住民の皆さんは心待ちにしておられます。

村長のマニフェストにもあるように、一人も取りこぼさないためにも住民にとって居心地のよい村になるよう力を尽くしていただきますよう要望します。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長兼福祉課長 補聴器購入に対する村の補助をについてご答弁申し上げます。

令和4年3月定例会でご答弁申し上げたとおり、村単独での助成は考えておらず、引き続き国や府、近隣自治体の動向を注視しているところです。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 再質問です。

全国的に高齢者人口が増え、耳の聞こえに不安を持つ人が多くなっています。多くの市や町が、金額の差はあるものの補聴器購入補助を出すようになってきています。

国や府、近隣の自治体の動向を注視してとのことですが、先駆けてやることは大きな決断にもなりますが、小さな村でもやれるというほかの市や町の背中を押すことにもなり、補聴器購入補助が全国に広がるきっかけをつくることとなります。

大阪では貝塚市が既に実施しています。本村でも実施すべきだと思います、村の考えを再度お聞きします。

○千福議長 再質問の答弁者、池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長兼福祉課長 繰り返しになりますが、ご指摘のとおり大阪府においても1市のみの実施にとどまっております。村単独での助成は考えておりません。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

補聴器購入補助が出たら、年齢を重ねてもこんなサービスが受けられる住みやすい村というプラスのイメージになります。高齢者が社会参加をし元気に活躍することは、健康な体をつくって医療費や介護費用の削減効果をもたらすとも言われています。高齢期を自分らしく生き、健康寿命を延ばすためにも聞こえの支援は大切です。何より、この千早赤阪村で居心地よく過ごせることが一番です。

いついかなるときにも住民目線でやっていただくこと、その積み重ねで住民の中に信頼関係が生まれ、気持ちが通じていくと思います。日本共産党は、今後も補聴器購入補助が出るよう力を尽くしていきます。

以上、要望とします。

○千福議長 第2番目の質問者、服部議員。

○服部議員 議席番号3番、日本共産党服部幸令。通告に基づき、2点質問させていただきます。

1 問目は、中学校前の農産物直売所の継続について伺います。

令和4年3月末で閉鎖するはずであった農産物直売所が、令和5年3月末までの営業が延期されました。農産物直売所の利用状況を見ていると、来店者数も増え、にぎわっているように感じます。また、運営側からも営業継続を望む声が聞かれました。

本村の戦略として、農産物直売所を廃止するのか継続するのか伺います。

2 問目は、孤独死防止への取組について伺います。

令和4年9月頃に小吹台で孤独死の事例があるとの情報がありました。60歳以上で独り暮らしをする高齢者のおよそ4割は孤独死に対して不安を抱いているという世の中になってきております。

本村では特に高齢化が進んでおり、伴侶を亡くした独り暮らしの高齢者の支援がますます課題になると考えています。民生委員の見回り等、既に対策をしていると考えていますが、誰一人取りこぼさないためにもほかにどのような対策が行われているか、また検討しているかを伺います。

以上、ご答弁をよろしく申し上げます。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 中学校前の農産物直売所の継続につきましてご答弁申し上げます。

農産物直売所につきましては、村と大阪南農業協同組合との間で賃貸借契約を締結し、農振連絡協議会直売所部会が営業しておりましたが、令和3年8月13日の同部会の総会におきまして農産物直売所は令和4年3月末で閉店することが決定されました。

しかし、その後、令和4年1月に両部会から閉店を取りやめ運用を継続したいとの申出があったため、村、農協、同部会の3者で改めて協議を行った結果、令和4年度1年限りで営業を継続することとなっております。

今後、農協、村において協議結果を変える考えはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 関係各所の協議結果ということで、また変えるという考えはないということなのですが、それでしたら今後、中学校前の農産物直売所の建物などその後の利活用について伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 農産物直売所の建物につきましては、建物が法定耐

用年数を超えておりまして老朽化も著しいことから、同施設につきましては撤去する方向で考えております。

また、跡地の利活用につきましては現時点では決まっておりませんが、立地場所が歩道のカーブ沿いで、今後、バスのバス停や中学校の通学バスの方向転地となっており、中学生の送迎車両も加わり危険であることから民間への貸出しなどはできないため、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

様々な危険性を考慮しての廃止ということは分かりました。

ただ、今後は周知徹底をしていただき、農業直売所の関連団体から不平不満が出ないよう説明を尽くしていただきますようお願いいたします。要望とさせていただきます。ありがとうございます。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長兼福祉課長 孤独死防止への取組はについてご答弁申し上げます。

ひとり暮らしの高齢者の安全・安心を守る事業として、村では緊急通報装置の貸与や配食サービス事業を、村社会福祉協議会では愛の訪問サービス事業を行っているところですが、いずれの事業も申請制度を取っていることからこうした申請をされていない見守りを必要とされている全ての方にいかにアプローチをするかが重要だと認識しております。

この点について、今後地域包括支援センターを中心に社会福祉協議会や地域で活動されている民生委員の方々ともより密接な連携を図りながら検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

今回の事例は、ふだんから隣人との接点がありませんという情報もあることから自己責任とも取れなくはありませんが、答弁にもあったとおりいかにアプローチするかが重要だと考えられます。

例えば、厚生労働省社会・援護局地域福祉課が孤立死防止対策取組事例の概要をホームページで公開しており、各自治体の孤立死防止対策の取組の事例一覧も掲載されています。取組一覧表を調べていると、民間事業者と連携した見守りの強化が多数例載っています。

す。例えば、ごみ収集や水道の検針時に事業者の方に安否確認をしてもらうなど、本村でも取り入れることができると考えています。

今後、さらなる官民一体で民間事業者と連携した見守りの強化を要望して、終わります。ありがとうございました。

○千福議長 第3番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、農業への支援は十分と言えるか、村政戦略部戦略推進課とはについてご質問させていただきます。

まず初めに、農業への支援は十分と言えるかについてご質問させていただきます。

総務省により作成された市町村類型は、人口規模と産業構造に基づき自治体を分類するものです。同じ類型に属する自治体は類似団体と呼ばれ、自治体間で財政分析や職員給与などを比較する際の一つの目安として活用されております。

近年は新型コロナウイルスの影響により自治体財政構造に大きな変化が見られますので、その影響をほぼ受けていないと思われる令和元年度を例として本村と類似団体平均の目的別歳出を比較いたしますと、とりわけ目立つのが本村の農林水産業費、商工費が歳出全体に対し占める割合の低さであります。

農林水産業費に限って比較いたしますと、類似団体の農林水産業費が歳出全体に対して占める割合は平成28年から令和元年度までの平均でおよそ6%ですが、対する本村の割合は僅か2%ほどでしかありません。数値だけを単純に比較すれば、本村は類似団体の3分の1しか農林水産業に力を入れていないということになります。

そこで、以下の点について村長にお伺いいたします。

1つ目、なぜ本村の農林水産業費は著しく低いのでしょうか。

2つ目、農林水産業に対し十分な支援が行われているとお考えでしょうか。

続いて、質問2つ目、村政戦略部戦略推進課とはについてお伺いいたします。

これまでも繰り返し、本村の大きな問題点の一つとして長期的な視点の欠如を指摘してまいりました。実際、これまでを振り返りましても施策に一貫性・統一性が薄く、その年その年ごとの場当たりのものになりがちであった点は否めないところかと思われまます。

長期的な視点の形成には最上位計画である総合計画に戦略的な視点を導入することが不可欠との思いから第5次総合計画の策定にも関わらせていただきましたが、「元気なあいさつで みんなで創る 「唯一」と である 金剛山のむら」を村の将来像として掲げたにもかかわらず、挨拶について役場内で何ら意識向上が図られていないとの答弁も以前にはあり、総合計画が早速形骸化しているのではないかと一抹の不安を拭き切れないうとこ

ろであります。

さて、そのような中、去る10月の組織改編で村政戦略部が設置されたことは一つの朗報でありました。ついに長期的な視点の下に村政運営が行われるのかと期待する反面、幾つか疑問点も残ります。

そこで、村長に、村政戦略部及び戦略推進課を設置した理由を改めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 ご答弁申し上げます。

類似団体の農林水産業費については、第1次産業であります農業・畜産業・林業・漁業に従事する方々が村よりも多く、都市近郊に位置する村の農業等では経営規模に大きな差があることから、歳出全体に占める割合が低くなっている状況です。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加、農地の基盤整備が行き届いていないなど課題が山積していることから、農業への十分な支援が行われていない状況であるとは認識しております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

ただいま農業への十分な支援が行われていない状況であると認識しているというふうにお言葉をいただきましたけれども、そのように認識しておられるということは来年度は支援を強化するというふうを考えてよろしいでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 本村では、農業委員会との意見交換会や農地パトロールへの同行などを行っておりますが、村が抱えている農業施策の課題解決には至っていないのが現状です。

今後、目先のことだけではなく長期的視点に立った農業施策の実現に向け、誰がどのように農地をし農業を進めていくかを地域計画として取りまとめてまいります。

また、令和5年度からは農業者の意向調査を行い、地区や農業者によって異なるニーズを的確に把握した上で、大阪府、農協などの関連団体の協力も得ながら令和6年中を目途に地域計画を策定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 地域計画を策定していくとご答弁いただきましたが、これまでも人・農地プランを作成・実行していたというふうにお聞きしておりますが、これまでの人・農地プランと来年度策定されるという地域計画、こちらにはどのような違いがあるのでしょうか。

また、令和5年度には新しい予算措置は行わないということによろしいのでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 高齢化や人口減少に伴いまして農業者が減少し耕作放棄地が拡大している現状において、農地を利用されやすくするよう農地の集約化などに向けて取り組んでいかなければなりません。

本村では、農林水産省の人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱に基づく人・農地プランを策定していますが、実質化ができていないため具体的な取組が進んでいない状況にあります。

また、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、農地を含め地域農業をどのように維持・発展していくか、関係者が一体となって地域計画を策定しなければならないことになりました。

予算措置につきましては、令和5年度は地域計画策定に向けて実施する農業者への意向調査に係る経費を計上したいと考えております。

以上、答弁といたします。よろしく申し上げます。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 村長の最初のご答弁で農業への支援は十分ではないとの認識をお示しいただきました。来年度は、国の計画に基づいて地域計画の策定を行われるとのことですが、果たしてそれは農業従事者の方々のニーズにどこまで合致しているのでしょうか。農業施策でもまた住民目線が欠如しているのではないのでしょうか。

耕作放棄地にしたくはない、したくはないけれども高齢化で農作業や草刈りができず、致し方なく耕作放棄化してしまっている農地が数多く存在いたします。国主導で行われる計画づくりも大切だとは思いますが、農家の皆さんの悩みにダイレクトに届くような施策、そういった施策が求められているのではないのでしょうか。住民目線での農業政策を行っていただくよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、稲山副村長。



○稲山副村長 田村議員の2番目のご質問についてご答弁申し上げます。

今回の機構改革では指揮命令系統を明確にし、村長からの指示が円滑かつ確実に伝達できるようにすることで、長期的な視点に立って総合計画の施策目標を達成できる体制として部制を導入したところでございます。

また、これまでと同様、日々の通常業務を行いながら社会情勢の変化に対応した新しい取組を行うことは職員の負担も大きくなり、その実現は困難であると考えられることから、通常業務とは切り分けたところで新たな取組に専心できる戦略推進課を村政戦略部内に設置したものでございます。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

新たな取組に専心できるというふうにご答弁いただきましたけれども、それだけですと少々漠然としておりまして、正直よく分からないところがございます。

新たな取組とは具体的に何を意味するのでしょうか。

また、戦略推進課という名称から私は長期的戦略に基づく村政の実現というものに期待したところなんですけれども、その旨のお答えというのは今回いただけませんでした。戦略推進課は長期的戦略を担うわけではないと、そういった理解でよろしいのでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 戦略推進課におきましては、自治体DXの推進、企業誘致、脱炭素など、これまで十分に取り組めていなかった施策を専門的に担当していくこととしております。

また、これらの施策は短期的、場当たりのできるものではございません。戦略推進課が長期的な視点に立って戦略的に取り組んでいくものだというふうに考えております。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁いただきましてありがとうございます。

ただ、今回お聞きしているのは個々の施策の戦略性というものではなくて、村政全体の戦略性の欠如とそういった話でございます。

せっかくですので今お答えいただきました自治体DX、こちらを取り上げますと、村長はご自身で強力に自治体DXを進めておられますけれども、住民の皆さんからはスマホは難しいとかこの年になって新しいことを覚えていくのはしんどいと、そういったお声をいただいております。そういう村民の声がある中、村長がなぜそこまでデジタル化というものにこだわっているのか、僕自身釈然としないところがございます。

村長が自治体DXにこだわるその理由というのはどこにあるのかお伺いたします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 少子・高齢化がますます進展する中、未来志向のDXを大胆に推進し、国を挙げてデジタル時代の官民インフラをつくり上げることを目的として、令和3年9月にデジタル庁が創設されました。

村といたしましても、この動きに乗り遅れることなく自治体DXの推進に努めているところですが、高齢者をはじめ全ての村民がいつまでもどこでも安全・便利に利用できるものとしなければなりません。

今後、民間人材のノウハウを活用しながら、村にふさわしい自治体DXの構築を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

高齢化が進む村で性急にデジタル化を推進するメリットが一体どれほどあるのか、どんなにすばらしいシステムをつくっても村民の皆さんに利用していただかなければ意味がありません。多額の予算をかけて、その結果、高齢者の皆さんに望まぬ負担かけるだけでは目も当てられないというふうに思います。

それもこれも一言でいうと住民目線の欠如です。今の村行政は住民目線に立てているとは到底思えません。例えば一例を挙げますと、ホームページは村の玄関口ですが、施設の予約をしようとしても、くすのきホールとかB&Gとかそういった施設の予約をしようとしても簡単には見つかりません。これをたどりますと、組織から探す、そして教育課、施設利用と3回クリックしていかないとたどり着けないわけです。役場職員の皆さんにとってはくすのきホールやB&G海洋センターが教育課の所管というのは当たり前なのかもしれませんが、利用者の皆さんがみんなそのことを知っているとは到底思えません。さらに、その施設予約にしてもいまだに手書きです。オンライン申請すらできません。

また、農業者が補助金の申請をしようとしても、ホームページには補助金一覧もありません。補助金一覧がないどころか、これはもう信じ難いと思いますけれども農林商工課には農業というページすらありません。いずれにしても、住民目線で考えれば立ちどころに問題点に気づくはずというふうに思います。

今、村にふさわしい自治体DXとおっしゃいましたが、その結末がどうなるか、これはホームページの現状を見れば明らかなのではないのでしょうか。ホームページすら住民目線

で運営できない自治体が、より高度な自治体DXをどうして住民目線で運営できるのでしょうか。

さて、自治体DXを導入する理由は国の政策に乗り遅れないためというご答弁をいただいたと思っておりますが、本村はどうも国の意向を重んじるがあまり村民置き去りで施策が進められてきたのではないかというふうに感じます。国の言うとおりにするだけであれば、確かに村独自の長期的戦略などは必要ありません。

しかし、国の政策が本村の住民ニーズと合致していればよいのですが、なかなかそううまくはいきません。住民ニーズと合致していないにもかかわらず、強引に国の政策を押し進めれば、結果的に住民が置き去りになってしまいます。

図らずもさきの質問と結論が重なってまいりましたが、2つの欠如、すなわち住民目線の欠如及び戦略性の欠如の根底には国策偏重、さらにはこの村の自主性の欠如という共通の理由があるのではないかという点を指摘して、一般質問を終えたいと思います。どうもありがとうございます。

○千福議長 第4番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一です。議長通告に基づき、2点質問させていただきます。

1つ目としまして、学校施設等の安全で快適なトイレ整備について。

あらゆる人が孤立したり、また排除されたりしないよう援護をし、社会の構成員として包み支え合うというインクルーシブの理念が進められる学校施設におきまして、多目的トイレの整備は不可欠だと思います。

また、女性のライフステージにおける生理などの特有で様々な課題解決ができる製品やサービスについてフェムテックが推奨される中で、学校施設においても温水洗浄便座つきトイレの設置が強く求められています。

文部科学省は、令和7年度までに国公立学校のトイレの洋式化を95%まで整備するとの目標を掲げています。

そこで、村の小・中学校トイレの洋式化の現状と今後の計画について伺います。

また、学校トイレの洋式化を計画的に着実に推進するとともに、多目的トイレ、温水洗浄便座つきトイレの整備も併せて推進すべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

地域開放への対応や災害時の避難場所としての備えなど、学校トイレの役割は大きくなっています。子どもたちや教職員にとどまらず、地域の障害者や高齢者、乳幼児を連れたお母さん、また性的マイノリティー、外国人の方など多様な利用者が想定をされます。災

害時に避難所での生活を余儀なくされた際に、特に女性や高齢者の衛生管理の面で重要な取組であると考えます。

避難所では、トイレが不衛生なことが原因でトイレの回数を減らそうと水分を控えたことによる健康被害や膀胱炎の発症も懸念されます。

そこで、災害時に避難所となる学校施設の災害対策機能の強化の一環としてのトイレ整備については総務省の充当率は100%で補助率70%の防災・減災対策債が活用できますので、災害時に避難所となる学校施設の災害対策機能の強化の一環として総務省の防災・減災対策債を活用し、多目的トイレや温水洗浄便座つきトイレの設置促進に取り組むことも必要と考えますが、見解を伺いたいと思います。

2番目としまして、村内の道路施設の整備計画についてです。

村内の道路施設整備については、村道、府道にかかわらず日頃から様々な要望を受けられて、対応が追いつかないのが現状かと思えます。

そして、ご苦勞をされていると思いますが、緊急を要するところから計画を立てて実行されていることと思えます。

また、その中で水道工事やガス工事などの道路を使用するような事業者との工事スケジュールの調整をされているのか、また学校施設周辺や避難所周辺、避難経路等についても優先順位として考慮されているのか伺いたいと思います。

また、カーブミラーにつきましては順次更新・追加をされているとのことですが、現在の状況とこれからの計画を伺いたいと思います。

カーブミラーなんですけれども、1点目として村内での設置数、また更新予定数、新規設置予定数、防曇タイプ、凍らないタイプの設置数を教えていただきたいと思えます。

2点目として、標準タイプのミラーと防曇タイプのミラーの価格差はどれぐらいなのか伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、尾谷教育課長。

○尾谷教育課長 学校施設の安全で快適なトイレ整備についてご答弁申し上げます。

文部科学省が実施した調査では、令和2年9月1日時点の公立小・中学校の平均洋式化率は大阪府全体で49.9%となっているのに対し、村の洋式化率は50.8%とやや上回っている状況でございます。

また、温水洗浄便座つき多目的トイレは、村内小・中学校2校において設置をいたしております。

小・中学校のトイレのさらなる洋式化につきましては、議員ご指摘のとおりバリアフリ

一の推進や防災機能向上の観点からも望ましいとの認識をいたしております。

今後、学校施設の長寿命化の検討を進めていく上で、災害対策強化の一環としての補助事業の有効活用も図りながら、避難所でもある学校施設の洋式トイレ等の整備を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

村内の小・中学校のトイレ整備につきましては全体としてはよい印象を受けておりますが、国が進める目標には程遠いと感じております。特に中学校のトイレにつきましては以前より不便等の声がございます。史跡の上の施設という特殊な状況のため改善をされないと聞いておりますが、現在の状況と今後の予定について考えを伺いたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、尾谷教育課長。

○尾谷教育課長 再質問につきましてご答弁申し上げます。

村立中学校のトイレは校舎と別棟に設置されており、洋式化率は27.3%となっております。

生活様式の変化やバリアフリー推進の観点を踏まえすとトイレの洋式化は必要であると認識しておりますが、議員お示しのとおり村立中学校は史跡区域に指定されており、現状変更となる工事には相当な手続と時間が必要になることが予想されるほか、改修には多額の費用が見込まれることから、他の公共施設の整備・改修計画等も勘案しながら総合的に検討してまいります。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

村立中学校につきましては、国史跡の上に造られているという特殊な成り立ちであるゆえに、教育施設であるにもかかわらずいびつで不便な状況が継続をされていると認識をいたします。

今までに大阪府や文化庁等に相談や要望をされるようなことはあったのでしょうか。

また、現状ではインクルーシブとは程遠いのが現状だと思います。現状を受け入れて自主努力も必要と考えますが、最初の成り立ちが特殊であるがゆえに特例等を求めることはできないのでしょうか、お願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、尾谷教育課長。

○尾谷教育課長 ご答弁申し上げます。

これまで国、府との協議は行っておりませんが、中学校の立地区域は生産活動や地域活性化に必要な範囲で個別に現状変更が認められる場合がある区域となっており、今後、他の公共施設の整備・改修計画等も勘案しながら、トイレ改修等の具体的な計画が定まりましたら府や文化庁と協議を行ってまいります。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

要望といたしまして、少子化や人口減少の影響で学校施設におきましては大変管理運営が難しくなっていると考えます。そこで学んで、また将来の社会を担う子どもたちのためにできる限りの努力をお願いしたいと思います。

以上であります。

○千福議長 質問事項2番目答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 村内の道路施設の整備計画につきましてご答弁申し上げます。

村道整備につきましては、平成27年度に路面性状調査を行い、その結果を踏まえて道路整備計画を策定し、防災・減災、経済性、利便性の向上の基本方針のほか、上下水道、ガス管など他事業者の工事予定とも調整、そして児童通学の安全化、避難所へのアクセスや地区要望なども勘案しまして優先順位をつけて計画的に実施しております。

次に、カーブミラーにつきましては、本村では411基を管理しておりますが、今年度は15基全てを標準タイプで更新する予定としており、新設はございません。

また、防曇タイプへの交換は、平成26年度から現在まで3枚の実績があります。

そして、標準タイプと防曇タイプの価格差につきましては1万8,000円程度でございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

平成27年に調査をされ、以後計画的に実施をされているとのことですが、7年経過しておりまして、現在の状況を教えていただきたいと思っております。

また、進捗状況と法令で定められた点検整備計画について伺いたいと思っております。

また、道路占有事業者との計画スケジュールの調整もうまくいっていない様子もたまに

聞くこともあり、現在の状況を教えていただきたいと思います。

カーブミラーにつきましては、順次点検・更新していただいているのは理解をいたしました。以前より度々お願いをしておりました防曇タイプのミラーであります。価格差はあるにしても段階的に設置する気配もないのはなぜなのか、またミラーについてのメンテナンスは製造メーカーに確認をしたところ、表面に特殊コーティングをされているものは拭き取ったり掃除したりしないほうがよいという答えで、無加工のものは丁寧に掃除することがよいとの回答を得ました。維持管理についての見解を伺いたいと思います。お願いします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 村道整備の優先順位につきましては、緊急度が最も高いものから、最優先、優先、標準に分類しております。令和3年度末の進捗状況につきましては、それぞれ93%、43%、32%となっております。

また、橋梁等につきましては5年ごとの法定点検結果を基に長寿命化計画を策定し、補修を行っております。

占有者との調整につきましては、現在は円滑に進んでいることができております。

そして、防曇タイプのカーブミラーにつきましては日中蓄えた太陽熱を利用して曇りを防ぐもので、設置場所や気温などに大きく影響を受けることから、必ずしも期待どおりの効果を得ることができるものではありません。

したがって、本村としましては全てのカーブミラーを防曇タイプとする必要はないと考えております。

今後も、必要に応じまして更新するなど適切な維持管理に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

村内全体の道路施設を平成27年の一定時期に計画されたとのことですが、その後の経年変化や、また災害により変化する状況につきましては考慮されていると思いますが、隣接する民地との関連で作業が進んでいない、またはできていない状況にあるものに関しましての対応はどうなっているのでしょうか。

また、どのように対応されているのか、また今後どのようにしていくのか、考えを伺いたいと思います。お願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 現在は、平成27年度の調査結果により道路整備計画に基づき路面補修を実施しておりますが、路面の劣化状況につきましては経年により進行するもので、今後、計画見直しに向けて道路施設の調査点検を行うことが必要であると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

様々な状況変化や予測不能な災害等の事態で計画どおりにはなかなか進まない状況に大変苦労されていると思いますが、困っている住民の方々にすればなぜ進捗しないのか、どういう状況なのか分からずにただひたすら待つことになっており苦言を呈することとなるのではないのでしょうか。お忙しいのは重々理解できるのですが、できる限りの情報発信を心がけることが住民サービスにもつながると考えます。

また、カーブミラーに限らず点検・補修はとても大事なことなので、日常の点検・観察が非常に重要だと考えます。様々な手法を用いて情報提供を受けておられると思いますが、定期的な担当職員による現場に赴いての直接実施が基本中の基本になると思いますので、あらゆる工夫をお願いしたいと考えます。

また、その上で他市町村が実施されているところもありますが、今村でもLINEの公式アカウントをつくっていただいています。そのLINEで道路状況を通報したりとかするそういうシステムもございますので、そういうものも活用した住民の方からの情報提供なども活用されるべきと考えますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○千福議長 第5番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号7番、平政会藤浦稔です。議長通告に基づき、2問質問をします。で、答弁をよろしく願います。

まずは、新庁舎建設事業の推進状況についてです。

新庁舎建設については、第1工事が令和4年9月30日に完成し、10月11日から新庁舎での業務がスタートしました。第2期工事の旧庁舎北側増築部分については当初は改修して活用することになっておりましたが、構造体である床のクラックや撤去する本館部との折り合いが複雑、雨漏り、さらにはアスベストが含まれる建材の使用が確認されるなど、急転直下で見直しが必要となりました。

10月20日の議会全員協議会では、旧庁舎北側増築部分を改修し活用するには床の取



替えなど多額の費用が発生し、間取りなどの利用制限があり、さらに維持管理費用も必要であるとの報告を受けました。

新庁舎は防災の拠点であり、今は来庁される村民にとっては不便をかけているので令和5年9月の竣工を遅らせることは得策でないことから、行政の案である旧庁舎を取り壊してプレハブ棟を新築することに賛成しました。

しかし、床のクラックやアスベストを含んでいることなどは建築の年次を考えれば想定内で、活用するには間取りなどの利用制限があり維持管理費用が必要なことは当然のことであると考えます。

令和3年9月議会定例会では、私の一般質問に対し、担当課長は既存庁舎の詳細な改修内容については新庁舎の工事費を見ながら計画をしていく、新庁舎建設を取り巻く状況は大変厳しい状況にあります。加えて、先の見えないコロナ禍の状況下、やむなく目標額を超えることも予想されます。その場合、庁舎検討委員会でご議論いただき、その上で庁舎建設特別委員会の場でご審議いただくことになると思いますと非常に聞こえのいい答弁をいただいておりますが、令和3年6月9日に開催された第20回庁舎特別委員会以降は開催されておられません。これでは担当課の考えが理解できません。今の議会や議員は議論なしでもといった軽んじた見方の結果ではないかとも取れます。

既存庁舎の活用が見直しになった経緯を改めて伺うとともに、進捗状況と今後のスケジュール、事業費用について伺います。

次に、職員の過重労働と人事管理についてですが、以前から役場庁舎や保健センターに遅くまで電気がついて多くの職員が残業されているが、サービス残業でなく所属長による残業命令であり、この事実を上層部は把握しているのか伺います。

また、村民の新型コロナウイルス感染状況は前年度に比べ大幅に増えている状況は承知しておりますが、このため職員も過重労働の傾向になり、メンタル不調による休職者を含め相談はあるのか、また時間外勤務の状況について伺いますので、答弁をよろしく願います。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 新庁舎建設事業の推進状況についてご答弁申し上げます。

経緯につきましては、当初計画におきましては既存庁舎部分の改修を行い、新庁舎と一体的に活用する方針としておりましたが、改修に向けた調査を実施しましたところ、構造体である床板のひび割れなどの老朽化がかなり進んでいること、またアスベスト含有の建材が多く使用されていることが明らかになりました。

これを安全に使用するためにはアスベストの撤去など改修費用がかなり増加すること、

また現在使用している防災倉庫の老朽化が著しく、早期に再整備する必要があることから、当該既存庁舎の在り方について経済性、効率性、将来性の観点から総合的に再検討をいたしました。

その結果、旧本庁舎の改修ではなく防災機能を備えた備蓄倉庫を建設することとし、新庁舎建設とは区別して進めることについて庁舎建設検討委員会委員長や村議会議長、新庁舎建設特別委員会委員長にご相談してご了承いただき、10月20日の全員協議会においてその旨をご報告させていただいたところでございます。

進捗状況につきましては、現在既存庁舎の解体工事を進めているところで、今議会においても実施設計に係る経費の補正につきまして先ほどご議決いただくなど、粛々と進めているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、令和4年度末までに実施設計業務を完了し、令和5年4月から建設工事に着手、令和5年9月完成予定の新庁舎第2期と同時期の完成を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

私は、これまで新庁舎建設については常々、1つは鋼材などの原材料や労働単価などの上昇により目標額の10億円を超えた場合は早い段階で庁舎検討委員会や議会に情報提供を行っていただきたいと言っておりました。次に、10億円にこだわり過ぎて村民が利用しにくい新庁舎建設はやめてもらいたい、次に村民が利用しやすく職員が働きやすい新庁舎の建設を願いたいなどを要望してきました。今も同じであるので、より一層情報提供をお願いします。

そこで、第1期工事の完成により10月11日から新庁舎で業務を行っておりますが、手薄なことは仕方がないが、それ以外に職員から意見や要望などはないのかを伺います。

村民からは、玄関に貼ってある村の村章の形が違う、次に郵便局に行くには郵便局側の玄関が自動扉でなく扉が重く段差もある、郵便局側の通路には雨よけがなく、通路が雨にぬれて滑りやすい、照明の外側の茶色塗装が汚い、新庁舎から住民課などの窓口から職員が見えにくいなどの意見を耳にしております。これら全部を聞くことは無理であります。新庁舎の第2期工事でやり替えることは可能かを伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 再質問についてご答弁申し上げます。

新庁舎の建設につきましては、これまで10億円以内を目途とし、創意工夫しながら経費節減を行うなど進めてまいりました。

しかし、一方で議員ご指摘のとおり昨今の鋼材類や燃料油の価格の高騰による工事価格に対する影響は否定できません。

この点については、今後の社会情勢を踏まえ、適正な対応も必要かと思っておりますので、その際には情報提供させていただき、ご理解、ご協力をいただきますようお願いしたいと考えております。

また、村民の皆さんが利用しやすい庁舎となるよう様々なご意見を頂戴しているところですが、可能な限り対応できるものは対応していきたいと考えておりますし、職員にとって執務がしやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 来年9月に新庁舎の第2期工事とプレハブ棟が完成し、議会事務局が新庁舎に引っ越しをすれば、現在の保健センターの議会事務局が使用していた事務室はどのように活用されるのか。

また、議会が使用する前は社会福祉協議会が使用しておりましたが、今はいきいきサロンくすのきを使用しておりますが、また社協が帰ってくるのかを伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 ご答弁申し上げます。

現時点におきましては新庁舎完成後の具体的な活用は決まっていますが、これまでの経緯や本来の保健センターとして果たすべき設置目的、いわゆる村民の健康の保持及び増進並びに住民の福祉の向上を図るため、最も有意義な利活用を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望ですが、村民は新庁舎には非常に関心を持っておられます。我々平政会も全面的に今後協力をする用意がありますので、突発事象が発生しない限りスケジュールどおりに進めることを要望して、終わります。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 職員の過重労働と人事管理についてご答弁申し上げます。

まず、時間外勤務を行う場合は、本人から申請を行い、所属長が内容を確認の上、命令を行っております。また、翌日には実績申請により再度内容の確認を行い、時間外勤務の承認を行っているところでございます。

時間外勤務の状況でございますが、本年4月から11月までの実績では職員1人当たりの月平均は12.3時間、一番多い職員では月41時間となっており、過剰労働の目安とされている月100時間、または2か月から6か月の平均が80時間を超えている職員はありませんでした。

また、令和4年度の相談は1件で、退職者は現在1名でございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

再質問ですが、現在の村の状況は分かりました。過重労働の目安となる基準には達していないということではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響によって職員の疲労は相当なものであると推察します。メンタル面への影響も懸念されております。

それが、新規で職員を採用されてもこれからというときに退職してしまうことにつながっているのではないかと、職員の人事配置も含めどのように考えているのか伺います。よろしくをお願いします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 職員の転職につきましては、個人の価値観が多様化しているとともに、昨今の採用試験の状況といたしましては受験資格年齢も拡大されており、転職しやすい環境になっております。

本村では、新規採用職員には村長自らが面談を行い意見を聞くなどメンタル面での配慮に努めており、今のところそれが原因で退職した職員はいないと認識しております。

人員の配置につきましては、会計年度任用職員の採用なども含め、今後とも適切な人員配置に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 次に、メンタルヘルス対策がありますが、昭和57年8月の記録的な集中豪雨、いわゆる57災で村も土砂崩れ、道路の寸断などで職員の方はこのために1週間も2週間も泊まり込みで従事し、多くの病人・長期休業者があったと聞いております。

村民の生命や生活を守るためには、まずは職員の健康確保が大切であると考えております。今後、過重労働が発生した場合、職員に対してどのような対応していくのか伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 職員のメンタルヘルスにつきましては、年1回、健康診断と併せてストレスチェックを実施しており、相談が必要な場合につきましては産業医による面談等を実施しております。

今後も、所属長を通じ健康観察を行い、職員の健康確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望ですが、過重労働の常態化はメンタル不調や心身の健康に重大な影響を与えます。村民の生命や生活を守るため、職員のメンタル対策については工夫をしながら対応するなど着実に進めてください。

年1回、健康診断と併せてストレスチェックを行い、必要に応じて産業医による面談等を行っておられるようだが、今後とも職員の健康保持に向けた対策を要望して、終わります。ありがとうございました。

○千福議長 第6番目の質問者、平田議員。

○平田議員 議席番号5番、平田常信です。一般質問をさせていただきます。

国では2023年4月、こども家庭庁が設置されます。従来は大人が中心になっていた国や社会の形を「こどもまんなか」社会に変えていくための新しい国の組織で、これがうまく機能すれば子どものいじめ、ヤングケアラーなどの問題も解決方法が見つかるのではないかと考えられます。

さて、新しい学習指導要領では社会に開かれた教育課程の実現がうたわれています。これからの学校には社会と連携・協働した教育活動を充実させることが求められています。

そのような中、先日、小・中学校の郷土史学習を実施されましたが、どのような評価をされていますか。

また、社会との交流の方法、海外との交流、学力向上の取組などを伺います。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 小・中学校の今後の郷土学習などについてご答弁申し上げます。

議員がお示しのとおり、今年度より郷土学の一環として小学校5年生、中学校2年生を

対象に地域人材を講師とした郷土史学習を実施いたしております。郷土の人物である楠木正成公に関する歴史の授業を実施し、児童・生徒が千早赤阪村についてより理解を深めるよい学習になったと評価しております。

今後は、本村の歴史や地理・文化を学ぶことで郷土を知り、愛し、誇りを持って語れる子どもの育成を目指す小学校1年生から中学校3年生まで一貫した郷土学の教育課程を整備してまいります。

また、地域の方々の協力による家庭科や図工科などの授業、役場の職員による租税教室や防災教育などの実施や、台湾やオーストラリアの小学生とのインターネットを活用した交流も予定しており、今後も社会に開かれた教育課程の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

学力向上の取組では、来年度より小学校5年生から中学校1年生を対象とした本村独自の基礎学力テストを導入し、確かな学力の定着を目指してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

平田議員。

○平田議員 要望をお願いします。

大阪府唯一の村に、子どもたちが郷土を知り郷土に誇りを持てるようお願いします。

以上、終わります。

○千福議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、今議会において提案させていただきました全ての議案につきまして、それぞれご承認をいただき、厚く感謝を申し上げます。

本年も残すところあと少しとなりました。令和4年は、コロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵略により世界情勢不安が続いています。遠く離れた国の問題ではなく、燃料、食品等の高騰を招き、村民の皆様のご生活にも直結しております。

このような状況の中、村では地方創生臨時交付金を活用し、村にお住みの皆様全ての負担を軽減するため、キャッシュレス決済や応援商品券、水道料金の軽減などの支援事業を実施してまいりました。今後も、皆様のご暮らしを守る施策を続けてまいります。

これから年の瀬となり何かとご多忙とは存じますが、体調には十分ご留意いただき、健

やかに新年をお迎えくださいますことをご祈念申し上げまして、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和4年第4回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午前11時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 田 村 陽

議 員 藤 浦 稔